

(4月1日仲裁検討会用)

弁護士会の仲裁センターの実状について

日弁連 ADR センター副委員長

(東京弁護士会あっせん・仲裁センター前委員長)

弁護士 吉岡桂輔

弁護士会の仲裁センターについて、その実状を以下の通り報告する。なお、報告者は東京弁護士会の仲裁センターに発足時から関与してきたので、以下の説明は東京弁護士会の実状を中心とし、必要に応じて全国の弁護士会の状況を付加するものであること、報告者の個人的見解も含むものであることをご了解賜りたい。

1 件数など統計による状況

報告者が関与した東京弁護士会あっせん仲裁センターは1995年7月に発足したが、その後の受理件数は1995年度67件、1996年度71件、1997年度98件、1998年度74件、1999年度96件、2000年度128件、2001年度は3月18日現在で151件である。

全国的には、1990年3月に第二東京弁護士会が初めて弁護士会による仲裁センターを開設して以来、2001年8月現在で14弁護士会15カ所(第二東京、大阪、新潟、東京、広島、横浜、第一東京、埼玉、岡山、名古屋及び岡崎支部、岐阜、京都、兵庫、島根県石見)の(あっせん)仲裁センターが開設されている。全国の受理件数の総数は1997年度660件、1998年度528件、1999年度748件、2000年874件であった。(仲裁統計年報全国版平成12年度版より)。

2 制度の概要と特色について

(1) 手続き概要

各センターの仲裁は「公示催告手続き及び仲裁手続きに関する法律」(旧民事訴訟法第786条以下)の「仲裁」を根拠とする。但し、仲裁判断に至るまえに和解で解決するケースが多い。(ちなみに2000年度全国の解決事件数合計343件のうち、仲裁は24件で、このうち本来の仲裁判断は11件、残りの13件は和解内容を仲裁判断としたものである。)

手続きは一方当事者の申立書の提出を受けてセンターがこれを受理する。この段階での仲裁合意は無いものがほとんどである。もともと、法律相談を行っても、その先の段階の救済が困難であった少額事件などの紛争解決を弁護士会が自ら行う趣旨もあったため、申立は弁護士会備え付けの用紙に記入する方式で、当事者本人でも簡単に行えるようにしている。また、土地管轄はないので、東京都以外の事案を東京の弁護士会に申立可能である。受理したセンターでは仲裁人候補者名簿を備えているが、当事者の合意による選択がない場合は経験ある弁護士(もと裁判官も多い)などその事件にふさわしい仲裁人をセンターで選定する。仲裁は原則1人の仲裁人でなされるが事案内容により3人の合議制で構成。仲裁人補助者として建築士、不動産鑑定士等の専門家が関与することもある。また、当事者が名簿以外の仲裁人を各1名づつ選定することもセンターの承諾があれば可能で、その場合第三仲裁人はセンターが選任する。

第一回仲裁期日は仲裁人が決まって、およそ3週間以内に原則として弁護士会館で開

かれる（事案により、現地その他の場所での開催も可能）。

相手方が手続きに応諾する率は約72パーセント（東京弁護士会2000年度。全国平均では約80パーセント）で、必要に応じて事務局や仲裁人から相手方当事者へ出席を呼びかけて効果を上げることもある。

最初は、3回以内のあっせん手続きから入る（但し、当事者双方の同意があれば仲裁手続きから開始することもできる）。一回の審理に最低2時間はかけて当事者双方から事情を聞き、書類など証拠となるものを示してもらう。一回の期日で解決するケースも結構多い。次回期日を入れるときも1、2週間後に指定するなど出来るだけ早期解決をめざしている。

平均すると解決事案は3回程度の比較的短期間で和解で解決する例が多い。なお、仲裁はあっせん手続きの中で、当事者双方の仲裁合意のうえ仲裁判断を行う。すなわち、仲裁合意が当初からは無いものが多く、あっせん手続きの中で仲裁人の人物なども見て貰い、また仲裁合意の法的意味内容を説明し理解を得た上でセンター所定の用紙で仲裁合意を取ることにしている。

手続き費用は、東京弁護士会の場合、申し立て時に申立手数料1万円、期日毎に期日手数料1回5000円の定額制。解決したときに成立手数料を解決額に応じ、125万円未満の場合8パーセント、125万円以上500万円未満の場合10万円、500万円以上1500万円未満の場合15万円、1500万円以上1億円未満の場合1パーセント、1億円以上は0.5パーセント+50万円となっており、この成立手数料は当事者が原則平等に負担するが、仲裁人が事案に応じてその負担割合を決定することもある。また、事情により減免できる規定もある。

なお、この手数料規定は各地の弁護士会で若干の違いがある。例えば、申立手数料、期日手数料は東京の三弁護士会と同額だが、成立手数料に若干の差がある。また、申立手数料を一万2000円として第一回期日手数料のみ双方から徴収しないもの（埼玉、新潟）などそれぞれ利用しやすい工夫をしている。

（2）制度の特色

申立手続きなど簡易化されており、代理人なしに当事者だけで利用しやすい。

1回の期日に二時間以上の時間をかけられ、また、夜間や休日また弁護士会館外や事案の現場での仲裁ができる。早期解決が実現している（申立だけで直ちに解決するケースすらある）。秘密保持がしやすい。

裁判のように請求権や法的構成が必ずしも厳密に要求されず、事案に応じた解決が可能。また将来に向けての付随処置も適宜に決めることが出来る。

一方、「和解書」には、それ自体に裁判所の調停調書のような執行力がなく、仲裁判断として将来の執行判決に備えることもあるが、例えば和解の成立時に同時に支払いまでを行ったり、別途、公正証書や即決和解にするなどの債務履行の工夫がある。「仲裁判断書」は東京地方裁判所に寄託している。

（3）あっせん・仲裁に向く紛争のタイプ

1 少額な事案

2 秘密保持が必要な事案 個人のプライバシー、企業秘密など

3 技術的、専門的分野に関する事件 例えば建築紛争など

4 請求権の構成しにくい事案、立証の困難な事案、話し合い解決を図りたい事案
不法行為の加害者側から適正な示談を求めるケースも多い。

5 その他将来の関係継続について、第三者を交えて柔軟な解決を図るのが望ましい
事案等。

(4) 他の機関との連携

銀行協会(1999年10月)・信託銀行協会(1999年11月)

3 仲裁事例の紹介

盗難通帳。破産債権確定。その他。